

議案第1号

朝来市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について  
朝来市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり定める。  
令和5年3月2日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部が改正され、官民を通じた個人情報保護制度として1つの法に一元化する等の規定が本年4月1日から施行されるため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

### 朝来市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な規定を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(朝来市個人情報保護条例の廃止)

2 朝来市個人情報保護条例（平成24年朝来市条例第1号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者（以下これらの者を「旧職員等」という。）のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 施行日前に旧条例第15条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 旧職員等及び第3項第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日後に提供したとき並びにその業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときに係る罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。  
（朝来市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）
- 7 朝来市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成24年朝来市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第1条及び第2条を次のように改める。  
（設置）  
第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する機関として、朝来市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。  
（所掌事務）  
第2条 審査会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。
  - (1) 朝来市情報公開条例（平成17年朝来市条例第9号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に関する事項
  - (2) 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第1項に規定する特定個人情報ファイル及び同条第2項に規定する評価書に関する事項
  - (3) 朝来市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年朝来市条例第●号）第45条第1項の規定による諮問に応じ、同条例に定める開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求についての審査請求に関する事項第6条第1項中「審査会」を「審査会の会議（以下「会議」という。）」に、「招集する」を「招集し、会議の議長となる」に改め、同条第2項中「審査会」を「会議」に、「会長」を「議長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
  - 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。第7条第1項を次のように改める。  
審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（情報公開条例第20条第1項の

規定により諮問をした実施機関又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした朝来市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年朝来市条例第●号）第2条第2項に規定する実施機関若しくは朝来市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により諮問した議長をいう。以下同じ。）に対し審査請求に係る情報公開条例第2条第2号に規定する公文書又は法第60条第1項に規定する保有個人情報（以下「対象公文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、当該対象公文書等の開示を求めることができない。

## 議案第 1 号資料

### 朝来市個人情報の保護に関する法律施行条例逐条解説

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な規定を定めるものとする。

【解説】

この条は、この条例の趣旨を明らかにするものです。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正が令和 5 年 4 月 1 日に施行され、地方公共団体が同法の適用を受けることとなることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めようとするものです。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。

【解説】

この条は、この条例で使用する用語の定義を定めるものです。

第 1 項では、本条例で使用する用語は、法等で使用する用語の例によることを、第 2 項では、本条例で使用する実施機関の範囲について定めています。

#### ●改正個人情報の保護に関する法律（抜粋）

(定義)

第 2 条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- (1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - (2) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
  - (3) 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
  - (4) 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - (5) 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
  - (6) 会計検査院
- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人をいう。
- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
- (1) 行政機関
  - (2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）
  - (3) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）
  - (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【解説】

この条は、法第89条第2項において、条例で定めることとされた開示請求に係る手数料について、定めるものです。

国においては、開示請求に際し1件当たり300円（オンライン請求時は200円）の手数料を納めることしていますが、本市の現行条例では、手数料は無料としています。

このため、法施行後も現行のサービス内容を維持することとし、手数料は無料と定めています。

●改正個人情報の保護に関する法律（抜粋）

(開示の実施)

第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2～4 (略)

(手数料)

第89条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前2項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4～9 (略)

●改正個人情報の保護に関する法律施行令（抜粋）

(開示請求に係る手数料)

第27条 法第89条第1項の規定により納付しなければならない手数料（第3項において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 300円

(2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 200円

2、3 (略)

(写しの送付の求め)

第28条 行政機関の長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、個人情報保護委員会規則で定める方法により納付しなければならない。

2、3 (略)

4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

5、6 (略)

●朝来市個人情報保護条例 (抜粋)

(費用負担)

第49条 開示請求等に係る手数料は、無料とする。ただし、開示決定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成費及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【解説】

この条は、開示決定等の期限を定めるものです。

法第83条においては、開示決定等の期限は、開示請求があった日から30日以内と規定していますが、法第108条において、法の規定に反しない限りで条例で定めることを妨げないと規定されています。

本市の現行条例では、15日以内に開示することとしており、法施行後も現行のサービス内容を維持することとし、開示請求があった日から15日以内と定めています。

●改正個人情報の保護に関する法律 (抜粋)

(開示決定等の期限)

第83条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

●朝来市個人情報保護条例 (抜粋)

(開示決定等の期限)

第22条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった

日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

**【解説】**

この条は、開示決定等の期限の特例を定めるものです。

前条において、開示期限を15日以内と規定したことに伴い、法第84条において60日以内と規定されている延長後の期限を、現行条例と同様の45日以内と定めています。

**●改正個人情報の保護に関する法律（抜粋）**

（開示決定等の期限の特例）

第84条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

**●朝来市個人情報保護条例（抜粋）**

（開示決定等の期限の特例）

第23条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

この条は、この条例の施行に関する細目については規則委任することを定めています。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（朝来市個人情報保護条例の廃止）

- 2 朝来市個人情報保護条例（平成24年朝来市条例第1号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。
- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者（以下これらの者を「旧職員等」という。）のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 施行日前に旧条例第15条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 旧職員等及び第3項第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日後に提供したとき並びにその業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときに係る罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。  
（朝来市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）
- 7 朝来市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成24年朝来市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第1条及び第2条を次のように改める。  
（設置）
- 第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する機関として、朝来市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。  
（所掌事務）
- 第2条 審査会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。
- (1) 朝来市情報公開条例（平成17年朝来市条例第9号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に関する事項
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第1項に規定する特定個人情報ファイル及び同条第2項に規定する評価書に関する事項
- (3) 朝来市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年朝来市条例第●号）第45条第1項の規定による諮問に応じ、同条例に定める開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求についての審査請求に関する事項

第6条第1項中「審査会」を「審査会の会議（以下「会議」という。）」に、「招集する」を「招集し、会議の議長となる」に改め、同条第2項中「審査会」を「会議」に、「会長」を「議長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第7条第1項を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（情報公開条例第20条第1項の規定により諮問をした実施機関又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした朝来市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年朝来市条例第●号）第2条第2項に規定する実施機関若しくは朝来市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により諮問した議長をいう。以下同じ。）に対し審査請求に係る情報公開条例第2条第2号に規定する公文書又は法第60条第1項に規定する保有個人情報（以下「対象公文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、当該対象公文書等の開示を求めることができない。

【解説】

附則として、この条例の施行期日、朝来市個人情報保護条例の廃止及び経過措置並びに朝来市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について定めています。

附則第7項関係

朝来市情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表

| 現 行   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 朝来市情報公開条例（平成17年朝来市条例第9号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項及び朝来市個人情報保護条例（平成24年朝来市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第44条第1項に規定する審査請求等並びに個人情報保護条例第7条の2の規定による特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため朝来市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、情報公開条例及び個人情報保護条例の例による。</p> | <p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する機関として、朝来市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。</p> <p>(1) 朝来市情報公開条例（平成17年朝来市条例第9号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同</p> |

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（情報公開条例第20条第1項又は個人情報保護条例第44条第1項の規定により諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し審査請求に係る公文書又は保有個人情報（以下「対象公文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、当該対象公文書等の開示を求めることができない。

2～4 (略)

条第1項に規定する審査請求に関する事項

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第1項に規定する特定個人情報ファイル及び同条第2項に規定する評価書に関する事項

(3) 朝来市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年朝来市条例第●号）第45条第1項の規定による諮問に応じ、同条例に定める開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求についての審査請求に関する事項

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（情報公開条例第20条第1項の規定により諮問をした実施機関又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした朝来市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年朝来市条例第●号）第2条第2項に規定する実施機関若しくは朝来市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により諮問した議長をいう。以下同じ。）に対し審査請求に係る情報公開条例第2条第2号に規定する公文書又は法第60条第1項に規定する保有個人情報（以下「対象公文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、当該対象公文書等の開示を求めることができない。

2～4 (略)